

広島県がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱マニュアル（医療機関向け） 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">Ver <u>2.10</u></p> <p style="text-align: center;">がん重度肝硬変治療研究促進事業 取扱マニュアル（医療機関向け） 広島県版</p> <p style="text-align: center;">平成30年11月22日 （最終改訂 <u>令和5年4月1日</u>）</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室 広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループ</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"><p>※要綱等は広島県の要綱等に基づき書き換えています。 ※事務の流れや提出書類、問い合わせ先等も広島県の取扱いに基づき書き換えています。他都道府県に関しては該当する都道府県の発行しているマニュアルを参照してください。</p></div>	<p style="text-align: right;">Ver <u>2.01</u></p> <p style="text-align: center;">がん重度肝硬変治療研究促進事業 取扱マニュアル（医療機関向け） 広島県版</p> <p style="text-align: center;">平成30年11月22日 （最終改訂 令和<u>4</u>年11月1日）</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室 広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループ</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"><p>※要綱等は広島県の要綱等に基づき書き換えています。 ※事務の流れや提出書類、問い合わせ先等も広島県の取扱いに基づき書き換えています。他都道府県に関しては該当する都道府県の発行しているマニュアルを参照してください。</p></div>

改正後	現行
<p>1 ページ～2 ページ (略)</p> <p>3 ページ</p> <p>1. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の趣旨</p> <p>①目的 (略)</p> <p>②実施主体 (略)</p> <p>③本事業のイメージ (略)</p> <p>④参加者の要件 (略)</p> <p>⑤医療費の助成の概要 (略)</p> <p>・ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者（年収約370万円未満の方）を対象に、肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療※1に係る医療費が助成対象となる月を含み過去1年間で3月以上高額療養費算定基準額を超えた場合※2に、高額療養費算定基準額を超えた3月目以降※3の医療費について、患者の自己負担額が1万円となるよう助成します。</p> <p>※1 通院治療は、「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「<u>粒子線治療</u>」に係るものに限ります。</p> <p>※2 高療該当入院関係医療、高療該当外来関係医療又は高療該当合算関係医療のいずれかの医療を受けた月が3月以上の場合をいいます。</p> <p>※3 助成月である3月目以降は、指定医療機関において医療を受ける必要があります。</p>	<p>1 ページ～2 ページ (略)</p> <p>3 ページ</p> <p>1. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の趣旨</p> <p>①目的 (略)</p> <p>②実施主体 (略)</p> <p>③本事業のイメージ (略)</p> <p>④参加者の要件 (略)</p> <p>⑤医療費の助成の概要 (略)</p> <p>・ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者（年収約370万円未満の方）を対象に、肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療※1に係る医療費が助成対象となる月を含み過去1年間で3月以上高額療養費算定基準額を超えた場合※2に、高額療養費算定基準額を超えた3月目以降※3の医療費について、患者の自己負担額が1万円となるよう助成します。</p> <p>※1 通院治療は、「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」に係るものに限ります。</p> <p>※2 高療該当入院関係医療、高療該当外来関係医療又は高療該当合算関係医療のいずれかの医療を受けた月が3月以上の場合をいいます。</p> <p>※3 助成月である3月目以降は、指定医療機関において医療を受ける必要があります。</p>

4 ページ～ 5 ページ (略)

4 ページ～ 5 ページ (略)

6 ページ

(新設)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における入院関係医療の範囲 (例示)

肝がん・重度肝硬変入院関係医療

【肝臓移植の取扱い】
 肝臓移植を受けた場合、肝がん・重度肝硬変は一旦は治療したと考えられます。そのため、肝臓移植を受けた月の翌月以後は入院医療と認められません。ただし、肝臓移植後に肝がんを再発した場合は、再発以後の月についても入院医療として認められます。

- ① **肝がん・重度肝硬変入院医療**
 肝がん及び重度肝硬変の治療目的の入院と判断するための医療 (実務上の取扱い 別添 3)
 肝がんの例)
 手術：肝切除術、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、血管塞栓術等
 薬剤等：化学療法剤 (ミリプラチン、ソラフェニブ等)
 鎮痛薬 (モルヒネ等)
 重度肝硬変の例)
 手術：食道・胃静脈瘤手術、内視鏡的胃・食道静脈瘤結紮術等
 薬剤等：肝性浮腫・腹水、難治性腹水等の病名があり、トルバプタン等を使用している場合
 肝性脳症の病名があり、慢性肝障害時における脳症の改善の効能効果を有する薬剤を使用した場合
- ② **肝がん・重度肝硬変の治療に関連する入院医療**
 肝がん・重度肝硬変入院医療を受けるために必要となる検査料、入院料その他当該医療に関連する入院医療で保険適用となっているもの
 例) 入院基本料、血液検査、画像検査 (腹部超音波、CT/MRI検査等)、病理検査、薬剤管理料、等
- ③ **それ以外の入院医療**
 肝がん・重度肝硬変入院医療 (①) および肝がん・重度肝硬変の治療に関連する入院医療 (②) ではない医療
 例) 骨折、肺炎等、肝がん・重度肝硬変と無関係の疾患に対する医療
 保険診療外の医療

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における外来関係医療の範囲

肝がん外来関係医療

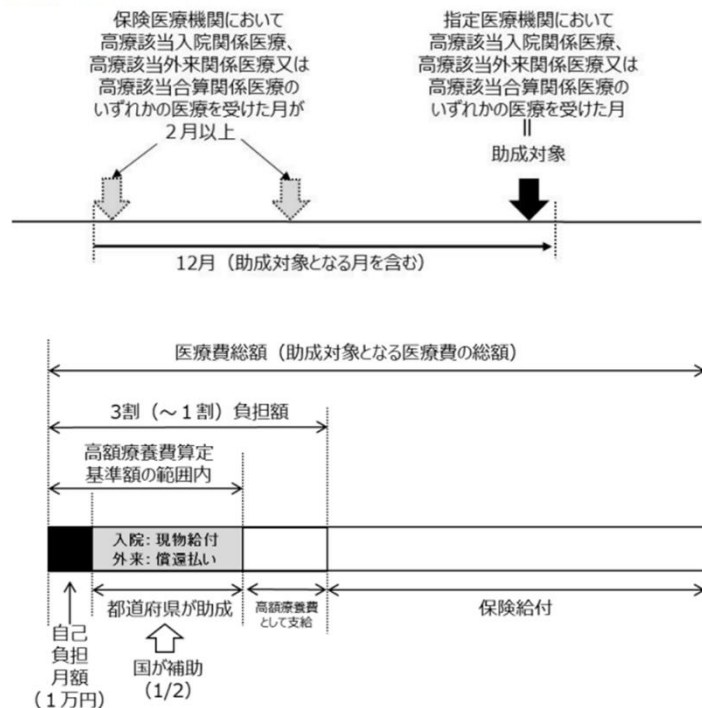
- ① **肝がん外来医療**
 「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「粒子線治療」に係るもの (実務上の取扱い 別添 4)
- ② **肝がん外来医療に関連する外来医療**
 肝がん外来医療を受けるために必要となる検査料、その他当該医療に関連する外来医療で保険適用となっているもの
 例) 初診料、血液検査、画像検査 (腹部超音波、CT/MRI検査等)、病理検査、薬剤管理料、等
- ③ **それ以外の外来医療**
 肝がん外来医療 (①) 及び肝がん外来医療に関連する外来医療 (②) ではない医療
 例) 骨折、肺炎等、肝がん・重度肝硬変と無関係の疾患に対する医療
 保険診療外の医療

改正後

現行

7ページ

【助成制度のイメージ】



【注意点】

本事業の入院関係医療については、肝がんや重度肝硬変の入院関係医療に対して助成を行うものであり、入院中に実体として入院医療が行われることが前提となります。退院時処方、入院費用に含まれますが、在宅での療養に必要なものとして行われるものです。そのため、当該入院期間に本事業の入院関係医療が行われず、退院時処方のみ入院関係医療に関する薬剤が処方されたとしても、その入院を本事業の対象とすることはできません。

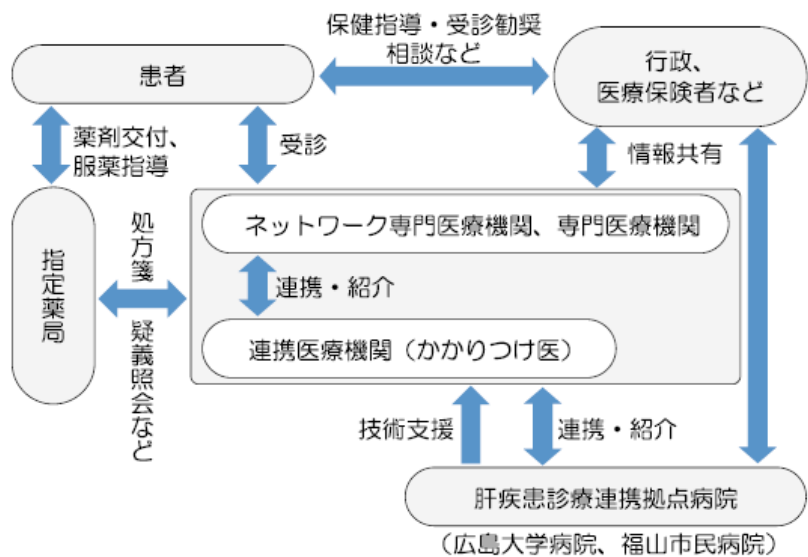
一方、入院医療が行われ、退院時処方として入院関係医療に係る投薬が行われた場合には、退院時処方を入院関係医療に含めて、高額療養費算定基準額を超えていたかどうかの判定をお願いします。

(新設)

改正後

8 ページ (略)

9 ページ
(略)

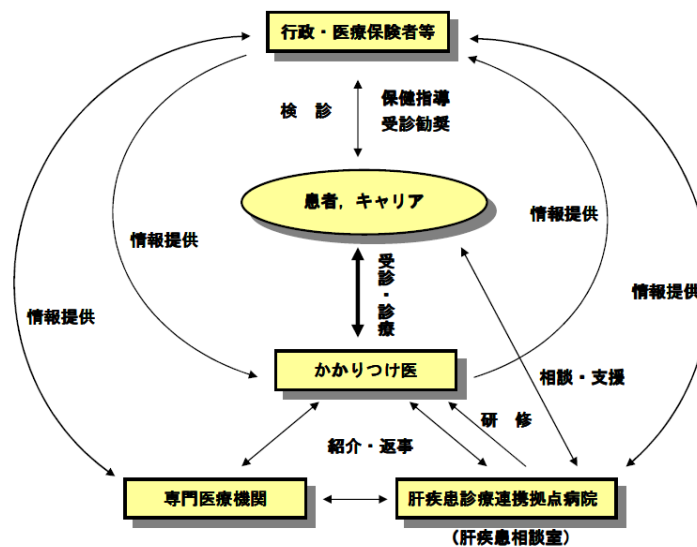


10～14 ページ (略)

現行

6 ページ (略)

7 ページ
(略)



8～12 ページ (略)

改正後	現行
<p>15ページ (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付 入院日、退院日、調剤日を記載してください。 ・医療機関名 医療機関名の記載又は医療機関名の押印をしてください。 ・分子標的薬等に係る治療の場合○ 「分子標的薬を用いた化学療法」<u>又は</u>「肝動注化学療法」<u>又は</u>「<u>粒子線治療</u>」に係る外来治療のいずれかに該当する場合、○印を記載してください。 ・特記事項がある場合○ 外来時に、「分子標的薬を用いた化学療法」<u>又は</u>「肝動注化学療法」<u>又は</u>「<u>粒子線治療</u>」に係る治療を行う上で無関係であると医師が判断する医薬品（本事業の対象外となる医薬品）も合わせて1枚の処方箋によって処方する場合には、○印を記載してください。また、処方箋には、処方箋に記載されている本事業の助成対象外となる医薬品にマーカーを付け、「マーカー部分が対象外」等のコメントを処方箋の裏面等に記載すること等により、調剤を行う薬局が助成対象外の医薬品を区別できるようにしていただくようお願いいたします。 <p>16ページ～20ページ (略)</p>	<p>13ページ (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付 入院日、退院日、調剤日を記載してください。 ・医療機関名 医療機関名の記載又は医療機関名の押印をしてください。 ・分子標的薬等に係る治療の場合○ 「分子標的薬を用いた化学療法」<u>又は</u>「肝動注化学療法」に係る外来治療のいずれかに該当する場合、○印を記載してください。 ・特記事項がある場合○ 外来時に、「分子標的薬を用いた化学療法」<u>又は</u>「肝動注化学療法」に係る治療を行う上で無関係であると医師が判断する医薬品（本事業の対象外となる医薬品）も合わせて1枚の処方箋によって処方する場合には、○印を記載してください。また、処方箋には、処方箋に記載されている本事業の助成対象外となる医薬品にマーカーを付け、「マーカー部分が対象外」等のコメントを処方箋の裏面等に記載すること等により、調剤を行う薬局が助成対象外の医薬品を区別できるようにしていただくようお願いいたします。 <p>14ページ～18ページ (略)</p>

改正後	現行
<p>21 ページ</p> <p>(4) 窓口対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月末又は退院時に、高療該当入院関係医療に該当している場合は、現物給付の処理を行ってください（特定疾病給付対象療養としてのカウントが4回以上の場合は、高額療養費算定基準額多数回該当があればその適用があるので注意してください）。 ・現物給付となった場合は、「医療機関が記載する医療記録票」の「⑥関係医療の窓口支払額」の欄には「1万円」と記載してください。 ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者で本事業の対象となる分子標的薬を用いた化学療法、<u>肝動注化学療法又は粒子線治療</u>と肝炎治療特別促進事業の対象となる核酸アナログ製剤治療を同じ医療機関で同日に処方を受ける患者には、窓口で下記の書類の提示を求め、窓口では、先に核酸アナログ製剤治療に係る医療費（初診料、再診料、検査費等を含む肝炎治療特別促進事業の対象となる医療費に係る自己負担額）を「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載し、残りの医療費について「医療記録票」に記載してください。 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業：「医療記録票」 ・肝炎治療特別促進事業：「肝炎治療自己負担限度月額管理票」 <p>(5) レセプトの書き方 (略)</p> <p>(6) 医療記録票の記載 (略)</p> <p>22 ページ (略)</p>	<p>19 ページ</p> <p>(4) 窓口対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月末又は退院時に、高療該当入院関係医療に該当している場合は、現物給付の処理を行ってください（特定疾病給付対象療養としてのカウントが4回以上の場合は、高額療養費算定基準額多数回該当があればその適用があるので注意してください）。 ・現物給付となった場合は、「医療機関が記載する医療記録票」の「⑥関係医療の窓口支払額」の欄には「1万円」と記載してください。 ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者で本事業の対象となる分子標的薬を用いた化学療法 <u>又は</u> 肝動注化学療法と肝炎治療特別促進事業の対象となる核酸アナログ製剤治療を同じ医療機関で同日に処方を受ける患者には、窓口で下記の書類の提示を求め、窓口では、先に核酸アナログ製剤治療に係る医療費（初診料、再診料、検査費等を含む肝炎治療特別促進事業の対象となる医療費に係る自己負担額）を「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載し、残りの医療費について「医療記録票」に記載してください。 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業：「医療記録票」 ・肝炎治療特別促進事業：「肝炎治療自己負担限度月額管理票」 <p>(5) レセプトの書き方 (略)</p> <p>(6) 医療記録票の記載 (略)</p> <p>20 ページ (略)</p>

改正後	現行
<p>23ページ (略)</p> <p>(4) 窓口対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成を受けるには県に対して償還払いの手続きが必要となる旨を対象患者に伝え、領収書と診療明細書を交付してください。 ・償還払いとなった場合、窓口での支払額は「保険診療の高額療養費算定基準額」です。 ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者で本事業の対象となる分子標的薬を用いた化学療法、<u>肝動注化学療法</u>又は<u>粒子線治療</u>と肝炎治療特別促進事業の対象となる核酸アナログ製剤治療を同じ医療機関で同日に処方を受ける患者には、窓口で下記の書類の提示を求め、窓口では、先に核酸アナログ製剤治療に係る医療費（初診料、再診料、検査費等を含む肝炎治療特別促進事業の対象となる医療費に係る自己負担額）を「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載し、残りの医療費について「医療記録票」に記載してください。 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業：「医療記録票」 ・肝炎治療特別促進事業：「肝炎治療自己負担限度月額管理票」 <p>(5) レセプトの書き方 (略)</p> <p>(6) 医療記録票の記載 (略)</p> <p>24ページ～30ページ (略)</p>	<p>21ページ (略)</p> <p>(4) 窓口対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成を受けるには県に対して償還払いの手続きが必要となる旨を対象患者に伝え、領収書と診療明細書を交付してください。 ・償還払いとなった場合、窓口での支払額は「保険診療の高額療養費算定基準額」です。 ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者で本事業の対象となる分子標的薬を用いた化学療法 <u>又は</u>肝動注化学療法と肝炎治療特別促進事業の対象となる核酸アナログ製剤治療を同じ医療機関で同日に処方を受ける患者には、窓口で下記の書類の提示を求め、窓口では、先に核酸アナログ製剤治療に係る医療費（初診料、再診料、検査費等を含む肝炎治療特別促進事業の対象となる医療費に係る自己負担額）を「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載し、残りの医療費について「医療記録票」に記載してください。 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業：「医療記録票」 ・肝炎治療特別促進事業：「肝炎治療自己負担限度月額管理票」 <p>(5) レセプトの書き方 (略)</p> <p>(6) 医療記録票の記載 (略)</p> <p>22ページ～28ページ (略)</p>